

告 示

埼玉県告示第千三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 倉庫の立地条件が悪く、倉庫周辺の住宅地では騒音・交通等の問題が発生している。騒音については、吉川市環境保全条例に違反しており、開店以来、吉川市の行政指導が行われている。騒音問題の解決のため、次の点について改善を要望する。

(理由)

(一) 前店舗は千二百八十平方メートルだった店舗面積が、マルサン吉川店の届出で千七百十六平方メートルと面積が増えました。店舗東側の隣接する建物は、建築基準法に基づく届出当時の用途は、倉庫であったのであるから、本来の用途である倉庫に戻し、店舗北側の倉庫の機能を移せば、開店以来続いている騒音問題解決に結びつくと考えます。

(二) 第一種中高層住居専用地域の倉庫に設置できる原動力は〇・七五キロワット以下です。倉庫の冷凍機室外機〇一〜〇三は六・一キロワットの間を三台並べて設置しており、騒音・振動の原因となっています。二十四時間住宅地に爆音が響いています。また冷凍機室外機〇一〜〇三東側に遮音壁ができましたが、小さく一面しかないので、逆効果です。西側に響く爆音がさらに大きく、広範囲に響くようになりました。

(三) 荷さばき施設③に収まりきれない大きさのトラックが搬入しています。向かいの月極駐車場を五台分借りていますが、こちらも収まりきれず、空いた場所に駐車、月極駐車場内でも荷さばき作業をしています。月極駐車場から倉庫まで、荷物積載のフォークリフトが道路交通法違反し公道走行しています。荷さばき施設③の出入口は、交通監視員や従業員による誘導等もないため危険です。

(四) 倉庫南側のシャッターが開きつばなしのため、倉庫内作業音等、倉庫内の音が住宅地に筒抜けです。

(五) 店舗と倉庫をつなぐ通路は市道を横断しています。この市道は「歩道」です。吉川市の道路占用許可書もこの市道は「歩道」となっています。道路交通法では車道のない歩道は、台車（軽車両）の縦断も横断もできないとされています。またこの場所での台車通行音・従業員の呼び声・私語・足音等が騒音の原因となっています。

(六) 届出にない騒音が発生しています。荷さばき施設③は午前四時から搬入トラックが到着し、荷さばきが行われています。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三・シャッター音は午前五時から午後十一時の間に発生していません。

(2) 店舗施設を住宅地に影響のないようにしてください。

(理由)

(一) 新たに設置された、店舗屋根・店舗西側全ての空調機室外機・冷凍機室外機の機器が騒音・振動の原因となっています。特に冷凍機室外機〇四〇八は住宅地に隣接しているため、住宅地に影響のないよう対策をしてください。特に静かな夜間は窓を閉めても室外機の音が聞こえます。店舗屋根の空調機室外機〇六〇十一は北側の住宅地に向いているため、騒音や塵ほこりの被害があります。南側へ向けるか、防音壁で覆ってください。

(二) 店舗北側（倉庫側）の出入口は一枚扉のため開くと店内の全ての音が住宅地に筒抜けです。店内放送・BGM・従業員の呼び声・客の声・機器の音等が住宅地に響きます。台車と従業員の往来のたび一日千回をゆうに超える回数、扉が開きます。店内の騒音だけでなく、店に入る従業員の呼び声も騒音の原因となっています。店内騒音を住宅地に漏らさないようにしてください。緩衝場所を設け、防音扉を追加し二重扉にするなど対策をしてください。

(三) 調理臭が広範囲にわたり住宅地に漂います。特に朝は悪臭がひどく、窓を開けることができません。住宅地に悪臭の影響がないようにしてください。調理施設に見合った脱臭装置等を設置するとともに、定期的なメンテナンスを継続してください。

(四) 店舗西側トイレのハンドドライヤーの音が住宅地に漏れないようにしてください。

(3) 来客用駐車場入口・出口はそれぞれ左折のみにしてください。

(理由)

前店舗より駐車場も広くなり、車での来客も目にみえて増えました。右折車は対向車があると駐車場からの出入りができないため、交通渋滞の原因となります。店舗と来客用駐車場の間の市道は路線バスも通り、渋滞は公共交通機関にも影響するためです。また来客用駐車場西方には交差点があり、各出入口で渋滞が発生すると交差点まで及ぶ恐れがあります。

(4) 近隣住民へ誠意ある対応をしてください。

(一) 住民からの要望を、平成二十七年二月十八日付けで越谷店代表取締役宛に簡易書留にて郵送、平成二十七年五月二十二日付けで吉川店店長に持参しましたが、いずれも回答はありませんでした。誠意をもって対応できる担当者を早急に決めてください。

(二) 変更届け無届け・住民説明会無しで、開店当初は前企業より遅い午後九時閉店でした。開店前の工事より騒音等の問題が発生。現在も騒音等の問題が解決されておりません。再度住民説明会を開催し、今後はどのように対応・対策をするかを具体的に説明してください。なお住民説明会は前回のように平日夜の店から遠い場所ではなく、多くの住民の参加が見込まれる休日昼間の店から近い中央公民館がよいと思われまます。

二 縦覧期間

平成二十八年八月十六日から平成二十八年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター